

## 平成23年 3月17日（木曜日）

### ○出席議員（16名）

	議 長	北 川	進 君		8 番	能 村	憲 治 君
1 番	生 田	勇 人 君		9 番	清 水	文 雄 君	
2 番	南	和 彦 君		10 番	水 口	裕 子 君	
3 番	川 口	正 己 君		11 番	渡 辺	旺 君	
4 番	藤 井	良 信 君		12 番	八 田	外 茂 男 君	
5 番	恩 道	正 博 君		13 番	中 川	達 君	
6 番	北 川	悦 子 君		14 番	南	守 雄 君	
7 番	夷 藤	満 君		15 番	米 田	満 君	

### ○説明のため出席した者

	町 長	八十出	泰 成 君		総 務 部	島 田	睦 郎 君
	副 町 長	蓑	外 史 男 君		総 務 課 長	山 田	吉 弘 君
	教 育 長	西 尾	雄 次 君		まちづくり政策部 企画財政課長	岩 上	涼 一 君
	総 務 部 長	出 川	常 俊 君		まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	田 中	徹 君
	まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君		町民福祉部 町民生活課長	重 原	正 君
	町民福祉部長	川 口	克 則 君		町民福祉部 健康推進課長	長 丸	信 也 君
	都市整備部長	橋 本	稔 君		町民福祉部 介護福祉課長	北 川	真 由 美 君
	教育委員会教育次長 兼学校教育課長	長 丸	一 平 君		町民福祉部 環境政策課長	中 宮	憲 司 君
	消 防 長	津 幡	博 君		都市整備部 産業振興課長	井 上	慎 一 君
	総務部担当部長 兼 税 務 課 長	北	雅 夫 君		都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	長 田	学 君
	都市整備部担当部長 兼企業立地推進室長	中 西	昭 夫 君		都市整備部 上下水道課長	中 村	由 利 子 君
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君		教育委員会 生涯学習課長	井 上	豊 君
					消防本部消防次長 兼 消 防 署 長		





を求めます。

藤井良信総務常任委員長。

〔総務常任委員長 藤井良信君 登壇〕

○総務常任委員長【藤井良信君】 平成23年第1回定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号平成22年度内灘町一般会計補正予算（第7号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税费、第4項選挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第4款衛生費第3項上水道費、第9款消防費第1項消防費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第2項基金費の各款項及び第2条地方債の補正、第3条債務負担行為、第4条繰越明許費、第2款総務費第4項選挙費については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号平成23年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税费、第4項選挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第4款衛生費第3項上水道費、第9款消防費第1項消防費、第11款災害復旧費第1項公共施設公用施設災害復旧費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第1項普通財産取得費、第2項基金費、第14款予備費第1項予備費の各款項及び第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第15号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認

め、原案を可とすることに決しました。

議案第16号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第17号常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第18号内灘町特別会計条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第24号字の名称の変更及び小字の区域の廃止についての議決の一部変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成23年3月17日

総務常任委員会委員長 藤井良信

○議長【北川進君】 夷藤満文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 夷藤満君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【夷藤満君】 平成23年第1回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の結果と経過について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号平成22年度内灘町一般会計補正予算（第7号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項

小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費、第4条繰越明許費、第3款民生費第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第10款教育費第2項小学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第4号平成22年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第5号平成22年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第6号平成22年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号平成23年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出の予算中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第3項国民年金事務取扱費、第4項災害救助費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、当委員会として、所管にかかわる平成23年度内灘町一般会計予算第10款教育費第4項社会教育費の世界の風の祭典実行委員会補助金等、平成23年度予算に計上されている各種の祭典やイベント開催に係る予算については、東北地方太平洋沖地震の被災者の支援に用いる財源とするため、平成23年度においては開催事業を厳選し、可能な限り自粛すべきであるとの意見を申し添えます。

議案第11号平成23年度内灘町国民健康保険特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、当委員会として、平成23年度においては国民健康保険税の税率改正をしないことから、国保税の課税額が確定する7月以降に国保税収入の見込み額を精査し、平成23年度国民健康保険特別会計の歳入予算の見直しを図るなど、会計運営に慎重に対応するよう申し添えいたします。

議案第12号平成23年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第13号平成23年度内灘町介護保険特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第19号内灘町歴史民俗資料館等利用料金条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第20号乳児及び児童の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第21号内灘町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第25号内灘町サイクリングターミナル軽食堂施設の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、当委員会といたしましては、今般の指定が提案型公募における候補者の辞退に係るものであったことから、今後の提案型公募においては係る行為を生じさせないよう、しるべき処置を講ずるよう申し添えいたします。

次に、継続審査となっておりました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第35号「石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正」の意見書を石川県に提出することを求める請願書については、慎重に審査をした結果、継続審査とすること

に決しました。

請願第38号後期高齢者医療制度をただちに廃止し、国民の誰もが、安心して受けられる医療制度にすることを国に要望する意見書の提出を求める請願書については、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第40号保険税の値上げに直結する国保広域化に慎重な対応を求める意見書を国に提出することを求める請願書については、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成23年3月17日

文教福祉常任委員会委員長 夷藤満

**○議長【北川進君】** 恩道正博産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 恩道正博君 登壇〕

**○産業建設常任委員長【恩道正博君】** 平成23年第1回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号平成22年度内灘町一般会計補正予算（第7号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第3項水産業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第4条繰越明許費、第6款農林水産業費第1項農業費、第7

款商工費第1項商工費、第8款土木費第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第2号平成22年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第3号平成22年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第7号平成22年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号平成23年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第2項林業費、第3項水産業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第4項住宅費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第9号平成23年度内灘町公共下水道事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第10号平成23年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第14号平成23年度内灘町水道事業会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第22号内灘町霊園条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第23号内灘町道路線の認定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっております請願の

審査の結果を報告いたします。

請願第36号米価の大暴落に歯止めをかけるための請願については、慎重に審査した結果、継続審査とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第39号「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める請願書については、慎重に審査した結果、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果について報告を終わります。

なお、本委員会として所管にかかわる事項について、閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成23年3月17日

産業建設常任委員会委員長 恩道正博

○議長【北川進君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。



#### ○質 疑

○議長【北川進君】 各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



#### ○討 論

○議長【北川進君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

北川議員。

〔6番 北川悦子君 登壇〕

○6番【北川悦子君】 まず最初に、東日本大地震で被害に遭われた皆さんに、心からお見舞い申し上げます。本日は町職員により、宮城県南三陸町へ向け、物資を積み出発しました。無事に一刻も早く要望の物資が届くことを願っています。

さて、平成23年第1回定例会に、国民健康保険特別会計では、赤字補てんとして一般会

計から3,000万円の繰り入れをし国民健康保険税を据え置かれたこと、乳幼児及び児童の医療費助成を入院について中学校3年生まで助成を拡大したことに命と健康を守るという基本的な部分に重点を置かれたことを評価したいと思います。

さて、議案第11号平成23年度内灘町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論したいと思います。

国民健康保険税について引き上げ案が据え置かれたわけですが、国民健康保険税の歳入についてはそのままになっています。先ほど委員長報告もありましたけれども、これは差しかえる必要があるという点で反対させていただきます。

それから、議案第12号平成23年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号内灘町特別会計条例の一部を改正する条例について、反対いたします。

これは、後期高齢者医療制度が75歳という年齢により医療制度を区別し差別医療をする、多くの高齢者に長生きをすることを申しわけないと思わせる大変ひどい制度です。民主党は後期高齢者医療制度の廃止を先送りし、それまでは現行制度を存続させるという方針を打ち出しました。私は、後期高齢者医療制度を速やかに廃止して老人保健制度に戻し、それに伴う国保の財政負担を国が補てんすべきという立場から反対いたします。

次に、請願第35号「石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正」の意見書を石川県に提出することを求める請願について、請願第39号「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める請願書、請願第40号保険税の値上げに直結する国保広域化に慎重な対応を求める意見書を国に提出することを求める請願書について、賛成の立場で討論いたします。

まず、請願第35号「石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正」の意見書を石川県に提出することを求める請願書につ

いて、昨日閉会しました県議会において、石川県医師会から子どもの医療費の完全無料化を求める請願書が可決されております。「子どもは社会の宝であり、将来を担う子どもの健康を守ることは社会の責任です」と前置きをし、子どもの医療費を中学生まで完全無料化すること、支給方法については現金給付することという意見書が可決されております。

内灘町においても、窓口無料化を実施しても県のペナルティとして県負担をしないという現在の補助金交付要綱の一部を改正させ、早急に県内で窓口無料化が実施されるよう、議員の皆様方の賛同をお願いいたします。

また、請願第39号「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める請願書については、一般質問をさせていただきました、町民が住宅リフォームをするときに工事費の一部を助成するものです。助成も10万、20万と少額ですが、不況で仕事のない業者にとっても助かるものです。助成があれば、この機会に家を直そうという思いにもなります。

助成金も、例えばサンセットカードとか地元の商品券で支給すれば地域の活性化にもつながるのではないのでしょうか。全国30の自治体、180を超える自治体で実施され、経済波及効果は投資額の10倍以上です。町の活性化にぜひ賛同いただいて住宅リフォーム助成制度を創設させましょう。

最後に、請願第40号保険税の値上げに直結する国保広域化に慎重な対応を求める意見書を国に提出することを求める請願書について、国保広域化についても一般質問させていただきました。

全国知事会は、12月8日に開かれた新しい高齢者医療制度の改革会議で、新制度への移行の問題とともに、市町村国保の構造的な問題解決や財源に関する議論の欠如などを指摘し意見を提出しております。12月20日には問題点を指摘する意見を発表しております。

一部をちょっと紹介させていただきます。

「市町村国保は、高齢化、低所得者層の増加により、十分な保険料収入が確保できず、保険財政が恒常的に逼迫している。こうした構造的な問題について議論することなく、単に財政運営を都道府県に移しても巨大な赤字団体をつくるだけで、問題を先送りするだけである」「安定した保険財政のためには公費、特に国費の拡充が不可欠であるが、国は現在と同程度の財政責任から一歩も踏み出していないのみならず、地方への財政影響が国より過重なものとなっている。また、現役世代に対しても過重な負担を求めるものとなっている」「高齢者医療制度や市町村国保のあり方をどうするかは、国民皆保険を堅持する上で非常に重要な課題である。十分に時間をかけて国民が納得できる制度を構築すべきであるというのが世論の大勢である」というような意見書を上げて意見を発表しておられます。

同じように国保の広域化に対しては、国に対し慎重に審議していただくよう、この請願を皆様方議員に賛同していただくようお願いいたします。

以上で終わります。

**○議長【北川進君】** ほかに討論ありませんか。

川口議員。

〔3番 川口正己君 登壇〕

**○3番【川口正己君】** 私からは、請願第35号「石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正」の意見書を石川県に提出することを求める請願書を継続の立場で討論させていただきます。

我が町の場合は窓口を無料化にすると、金沢医科大学など医療機関が多いため医療費が増大いたします。そのため、国保の国からの調整交付金が減額されることになり、その結果、保険税を上げる結果になり、利用者や患者の負担が増大することが懸念されております。そのため、窓口無料化のこの請願は継続とします。

次に、請願第40号保険税の値上げに直結する国保広域化に慎重な対応を求める意見書を国に提出することを求める請願を継続する立場で討論させていただきます。

先ほど申しましたとおり、我が町は金沢医科大学など医療機関が他の市町に比べて多いため、現在も国保は他町に比べて逼迫しております。そのため、国保を石川県全体で広域化した場合のほうが内灘町の場合は保険税が下がる要素が考えられますもので、これを継続といたします。

以上です。

**○議長【北川進君】** ほかに討論ありませんか。

水口議員。

〔10番 水口裕子君 登壇〕

**○10番【水口裕子君】** 請願第35号に反対の立場で討論させていただきます。

今、川口議員が継続という立場で討論されましたけれども、それに加えて、大分以前はわざわざお母さんたちが会社を休んで、そして領収書を持って窓口までお金の給付をいただきにこなければならなかったのですが、今はその領収書を1年だけでなく2年ほどだったと思いますけれども集めて、そして郵送すれば還付していただけるというふうになってきております。そういうふうに便利さは随分改善されてきております。

もしこのようなことを窓口での交付ということで広げていくよりも、そこでお金を使うより、むしろ先ほど県議会で請願が通ったというふうなお話もされましたね。それを本当に実際に実現していくためにも、やっぱり予算という裏づけが必要だと思うんです。むしろそちらのほうの年齢拡大をするための費用にその予算を使っていくということで、この請願35号に関しては、お母さんたちに、必要な方は自分でその対応をきちっとしていただくということで考えております。

それで、これは反対ということで私は討論

をさせていただきます。

**○議長【北川進君】** ほかに討論ありませんか。

中川議員。

〔13番 中川達君 登壇〕

**○13番【中川達君】** 今ほどそれぞれの立場を確認させていただきました。

そういった中で、請願第35号「石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正」の意見書を石川県に提出することを求める請願書ということで話を賜りましたけれども、やはり当委員会といたしましていろんな角度からこの慎重なる審議をされていると認識をいたしております。

そういった中で、委員長の判断は継続という形でしっかりともう一度議論をしようという位置づけになっておりますので、どうぞ議員各位の皆様方、委員長のさらなる継続審議というご認識をいただき、委員長の方の継続審査という方向性に対してのご賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

**○議長【北川進君】** ほかに討論ありませんか。

生田議員。

〔1番 生田勇人君 登壇〕

**○1番【生田勇人君】** 議案第11号平成23年度内灘町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論いたしたいと思います。

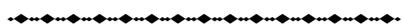
委員長報告でもありましたとおり、平成23年度は保険料の引き上げ、そういうことは見送るというか、そういうことはしないという方向で報告があったと思います。これは条例改正も伴うことなので、6月以降に委員会で審議した中では、6月の議会以降にその歳入歳出などの予算の改定というかそういうことを補正で行いまして、そういう予算案を直していきたいということでございましたが、これは委員会で一応審議したんですけど、何といたしますか、要するに赤字というか滞納額がここまで膨らんできたということです。

その滞納額等々を町民の皆様に広く周知したい。そういうことをやった上で議論していけばいいんじゃないかなと、そういうふうに思っておりますので、委員長報告であつたとおり、今年度はそういうことで保険料の引き上げはしないということで、賛成の立場から皆さんのご賛同を得られればと思います。

よろしくをお願いします。

○議長【北川進君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



### ○表 決

○議長【北川進君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第1号平成22年度内灘町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第2号平成22年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第3号平成22年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第2号及び議案第3号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第4号平成22年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）及び議案第5号平成22年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第6号平成22年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第4号及び議案第5号、議案第6号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第7号平成22年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第8号平成23年度内灘町一般会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第9号平成

23年度内灘町公共下水道事業特別会計予算及び議案第10号平成23年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。

よって、議案第9号及び議案第10号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第11号平成23年度内灘町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第12号平成23年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第13号平成23年度内灘町介護保険特別会計予算の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立多数であります。

よって、議案第12号及び議案第13号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第14号平成23年度内灘町水道事業会計予算を採決いたし

ます。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第15号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第16号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第17号常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。

よって、議案第16号及び議案第17号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第18号内灘町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第19号内灘町歴史民俗資料館等利用料金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第20号乳児及び児童の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第21号内灘町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第20号及び議案第21号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第22号内灘町霊園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決

であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第23号内灘町道路線の認定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第24号字の名称の変更及び小字の区域の廃止についての議決の一部変更についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第25号内灘町サイクリングターミナル軽食堂施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。



○議長【北川進君】 お諮りいたします。本議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

#### ○質 疑

○議長【北川進君】 次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

#### ○討 論

○議長【北川進君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

#### ○表 決

○議長【北川進君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第1号東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### ○休 憩

○議長【北川進君】 済いませぬ。ここで一時、暫時休憩をいたしたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

午後4時27分休憩

午後4時28分再開

#### ○再 開

○議長【北川進君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

次に、議会議案第2号海岸利用のルールづくりを早急に求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願ひます。

#### ○閉会中継続審査及び調査

○議長【北川進君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

○議長【北川進君】 以上で今回の定例会に付議されました議件は全部議了いたしました。

#### ○町長あいさつ

○議長【北川進君】 ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。

八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 この場をおかりいたしまして、議員各位に一言お礼を兼ね、ごあいさつを申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、今期定例会におきまして、本会議並びに各委員会を通じて慎重なるご審議を賜り、平成22年度補正予算、平成23年度予算を初めすべての案件を原案どおり可決いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

審議の過程でちょうだいいたしましたご意見、ご指摘などにつきましては、今後の予算執行に当たり留意をしまいたいと存じます。

さて、町民の皆様の負託にこたえるべく福祉の向上と町勢進展にご尽力を賜りました議員各位の任期もいよいよ間近となり、皆様には議場でお目にかかるのも今任期中は緊急案件のない限り、本日をもって最後になるかと存じます。

議員各位におかれましては、非常に厳しい財政状況下でありまして、将来を見据えた行財政改革を進めながら、元気な内灘町を目指し町民本位のまちづくりに取り組んでこられたわけであり、情熱を傾けられ、ご尽力されましたことに心より敬意を表する次第であります。

来るべき統一地方選挙に挑戦される皆様におかれましては、全員おそろいでこの議場でお会いできますことを心からお祈りをし、健康に十分留意をされご健闘されますことをあわせてご祈念申し上げる次第でございます。

また、今限りで議会議員の職を辞される皆様におかれましては、これまで町政運営に際しましてご尽力を賜りましたことに重ねて厚くお礼を申し上げますとともに、感謝の意を表するものでございます。

終わりに臨みまして、議員各位のこれまでのご功績をおたたえし、ご健康とご多幸をお

祈りいたしますとともに、私どもにいただきました温かいご理解とご支援に対しまして、改めて深く感謝を申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）



## ○閉議・閉会

○議長【北川進君】 閉会に先立ちまして一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末に当たり公私ともに何かとご多忙の中、3月2日以来16日間にわたり熱心にご審議を賜り、本日の最終日を迎えましたことに対しまして、議長として厚くお礼を申し上げます。

先ほども町長のごあいさつの中にありましたとおり、我々議員の任期もあと1カ月余りとなっております。

振り返りますと、平成19年5月以降、この議場において活発な議論を交わす一方で、議会みずから積極的に議会改革に取り組み、この間、議会費用の削減や活発な議会活動を推進すべく、毎月の常任委員会、全員協議会の開催、また県内議会の中でもいち早く議会タウンミーティングを開催するなど、さまざまな改革に取り組んできたところであります。

この4年間、思い出はいろいろとございますが、最後に東北地方太平洋沖地震という未曾有の大災害に遭遇し、余りの被害の大きさに申し上げる言葉も見つかりません。お亡くなりになられた方々とそのご遺族に対し、深く哀悼の意を表するとともに、交流のありました岩手、宮城、福島県内の市町村議会の皆様を初め、すべての被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

来る4月には統一地方選挙が行われますが、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意の上、この厳しい難局を乗り越えるためにも議員としての責務と使命の遂行を旨に、それぞれの道において再び議会の場に立たれますようご健闘を心からお祈り申し上げ

る次第であります。

終わりに、八十出町長を初め町執行部におかれましては、本町の住民福祉の向上と町勢の発展のため、なお一層のご努力をお願い申し上げます。

まことにありがとうございました。

以上をもちまして、平成23年第1回内灘町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後4時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員